

平成28年5月13日

国土交通省海事局

海賊対処法に基づき行われた護衛活動の実績等について ～護衛対象船舶数の累計：3,685隻～

平成21年7月28日から平成28年4月30日までの間に、アデン湾で護衛を受けた船舶（護衛対象船舶）の実績等について取りまとめました。

平成21年7月28日以降、船籍を問わず船舶の航行の安全を確保するため、アデン湾において「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づく海賊対処行動による護衛活動が行われております。

国土交通省海事局では外国の船舶も含めた護衛申請を取りまとめ、防衛省との連絡調整を行っております。

1. 事前登録の状況（平成28年4月30日現在）

（1）登録事業者数

887社（うち外国船社は785社【54カ国】）

（2）登録船舶数

6,620隻（うち外国船社は4,307隻）※重複を除く

2. 護衛対象船舶の状況

（1）集計期間（護衛回数）

平成21年7月28日から平成28年4月30日までの間（682回）

（2）護衛対象船舶数

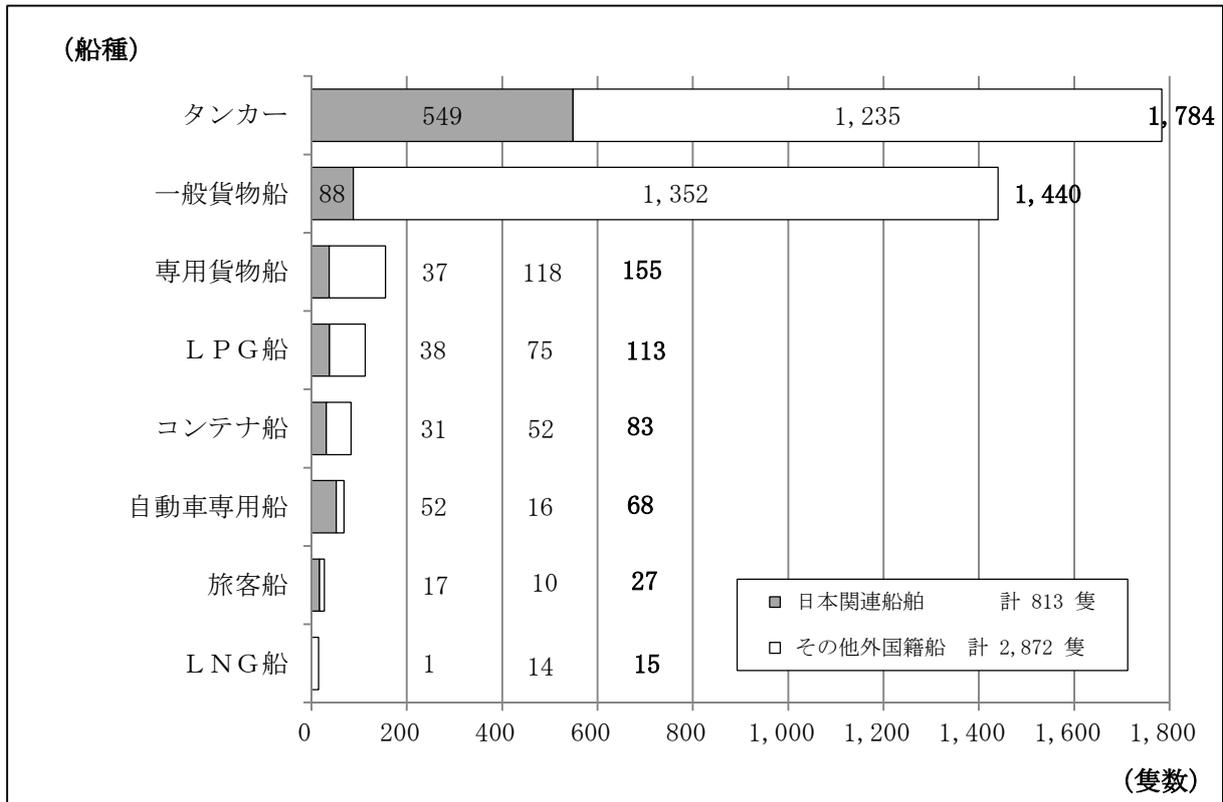
合計 3,685隻（1回平均5.4隻）

<内訳>

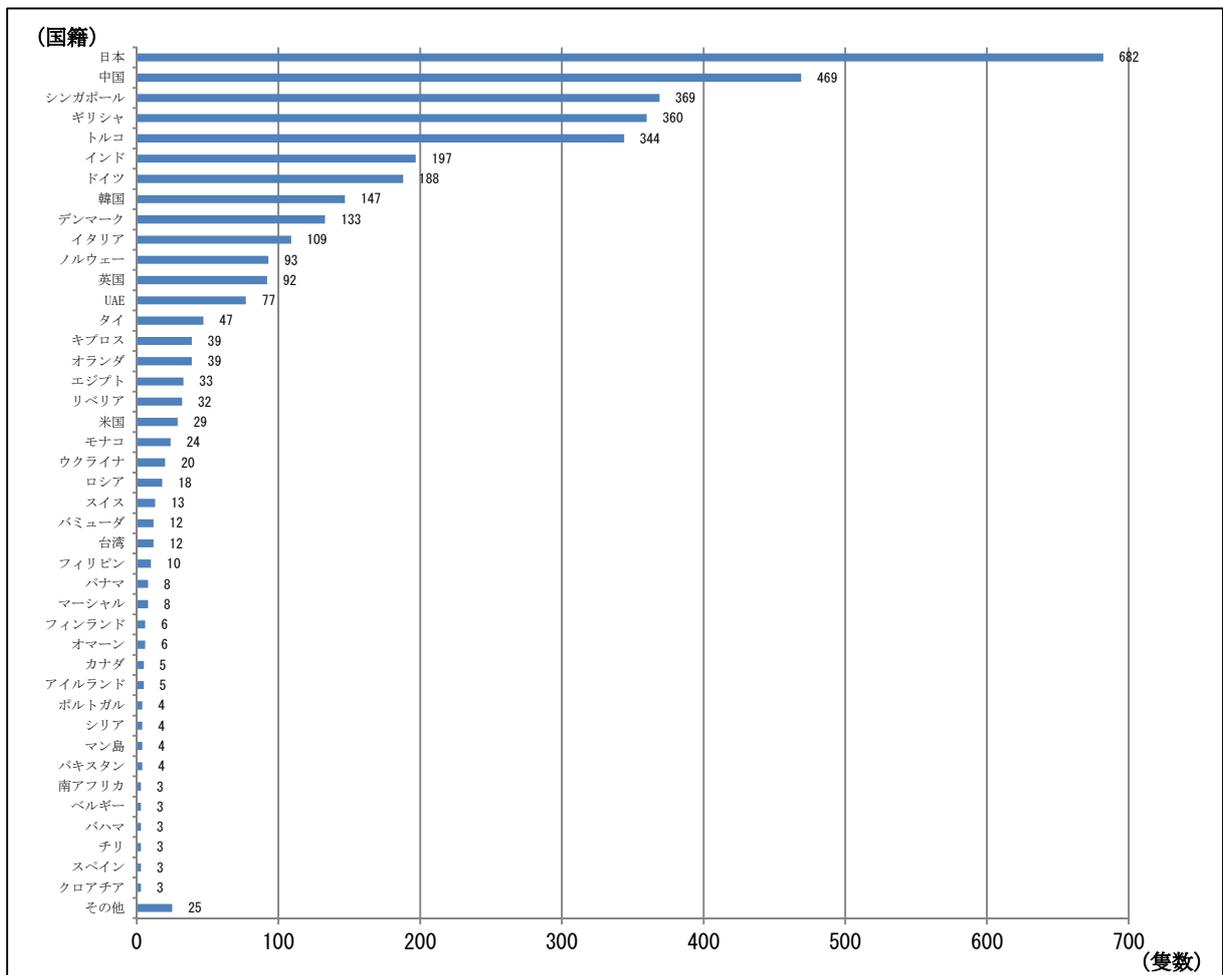
日本関係船舶（我が国の運航事業者が運航する船舶）	682隻
うち ①日本籍船	17隻
②我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船	665隻
その他外国籍船（外国の運航事業者が運航する船舶）	3,003隻

※「その他の外国籍船」の中には、日本の企業が実質船主、船舶管理会社など、日本に関連のある船舶（日本関連船舶）131隻が含まれている。

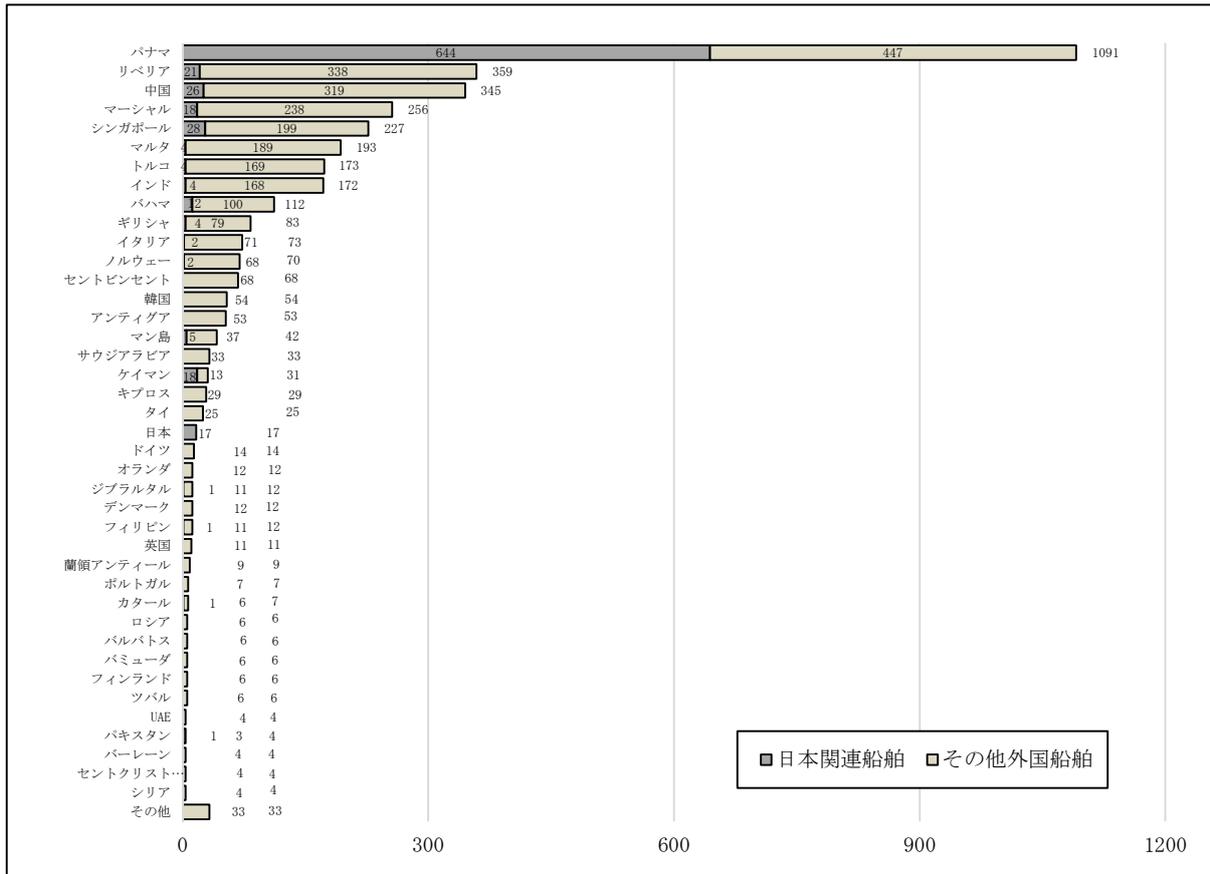
(3) 船舶の種類



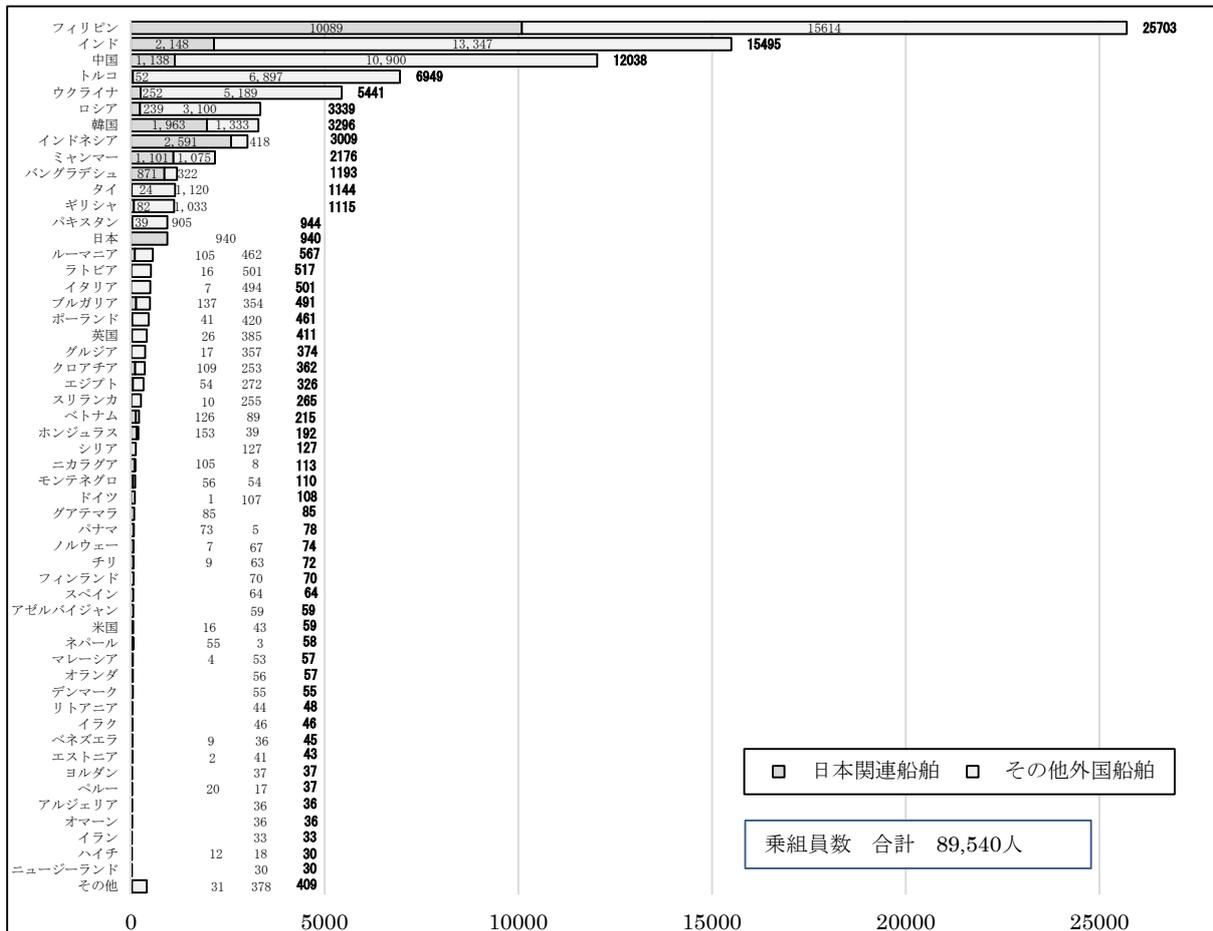
(4) 船舶運航会社の国籍別内訳



(5) 船籍別内訳



(6) 乗組員の国籍別内訳



<問い合わせ先>

海事局海賊対策連絡調整室 吉野・村上

TEL 03-5253-8111 (内線 43303、43304)

03-5253-8619 (直通)

FAX 03-5253-1645

※海賊対処のために派遣された水上部隊及び P-3C 哨戒機の活動状況の詳細については、防衛省の広報資料を参照下さい。